

瀬戸市議会基本条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 1 号

瀬戸市議会基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条）

第 2 章 議会と議員の活動原則等（第 3 条－第 6 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 7 条－第 8 条）

第 4 章 市長等との関係（第 9 条－第 12 条）

第 5 章 議員間での討議による議会の合意形成（第 13 条）

第 6 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 14 条－第 17 条）

第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 18 条－第 21 条）

第 8 章 評価検証及び見直し（第 22 条）

附則

議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、政策立案機能及び行政の監視機能を十分に発揮し、市民にとって最良の意志決定を行うことにより、市民福祉の増進を図ることを使命として活動します。

そのために瀬戸市議会は、公正性と透明性が確保された議会運営に努め、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の多様な意見・意思を反映できる合議機関として市民の負託に全力で応えていくことを決意します。

よって、瀬戸市議会及び議員が活動していくに当たって最も根幹となる支柱として、また議会の最高規範として瀬戸市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定めるとともに、議会機能の強化を図り、市民の負託に的確に答えていくことにより、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に反する議会に係る条例、規則、告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

第2章 議会と議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた分かりやすい議会運営に努める。
- (2) 積極的に情報の公開を図り、市民に対する説明責任を果たす。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対し、適切な市政運営が行われているか監視し、評価する。
- (4) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるために必要な政策立案及び政策提言を図る。
- (5) 合議制の機関であることに鑑み、意思決定に当たっては、議員間の自由討議を積極的に行い、課題に関する論点・争点を明らかにし、

合意形成に努める。

- (6) 議会の役割を追求し、絶えず議会改革に取り組むものとする。
- (7) 専門的な知見の活用、政策提言等に必要な研修若しくは視察を行うことにより、議会機能の強化に努める。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会は言論の府であり、かつ合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を積極的に行う。
- (2) 市民の多様な意思及び意見の把握に努める。
- (3) 市政の課題及び政策に関する調査研究に積極的に取り組むものとする。
- (4) 議会の構成員として、一部団体及び地域の課題解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動する。
- (5) 自己の資質を高めるため、不断の研さんに努める。
- (6) 市民の負託を受けた代表であることを常に自覚し、高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行する。

(委員会の活動)

第5条 委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報広聴協議会をいう。以下同じ）は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 委員会は、その所管事項の調査及び付託された議案等の審査を行った結果、必要があると認めるときは、委員会として所管事項の調査にあつては所見を、議案等の審査にあつては意見をそれぞれ付するものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて参考人又は専門的知見を有するものを活用し、

政策提言の内容の質を高めるよう努めるものとする。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、同一の理念を共有する議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言等を行うための調査研究を積極的に行うものとし、必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、会議等を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

2 定例会閉会后、議会は、当該定例会で行われた議案等の審議の経過及び結果を市民に報告するための議会報告会と、市民との意見交換会を交互に開催し、市政に市民の声を反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、委員会において参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願を「市民からの提案」、陳情を「市民からの意見」と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、当該請願又は陳情の提案者の説明及び意見を聴く機会を設けなければならない。

(広報広聴の充実)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報を、議会だよりで定期的に市民に公表するとともに、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会と市政に対しより多くの市民の関心が高まるよう議会広報活動

に努めるものとする。

- 2 議会は、市民との意見交換会の開催等様々な機会を通じて、市民の多様な意見を把握及び集約するものとし、その意見を市政及び議会運営に反映するよう努めるものとする。
- 3 議会は、議会の広報広聴活動を充実させるため、全議員で構成する広報広聴協議会を置く。
- 4 広報広聴協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 市長等との関係

(市長等と議会との関係)

第9条 議会は、市長等との健全な緊張関係を保持しながら、事務執行の監視及び評価その他議事機関としての責務を果たすものとする。

- 2 議会審議において、議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。
 - (1) 議会での一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
 - (2) 市長等は、議員の質問等に対して、本会議及び委員会において反問することができる。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、市長が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 瀬戸市総合計画との整合性

(5) 財源措置

(6) 将来にわたる効果及び費用

2 前項の規定に基づき説明を求める政策等のうち、計画については、市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な方針その他基本的な事項を定める計画の策定、重要な改定、その他議会が求めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の提出)

第11条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条第1項の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出に努めるよう求める。

(議決事件の追加)

第12条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要と認められるものを議決事件として追加することができる。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

第5章 議員間での討議による議会の合意形成

(議会の合意形成)

第13条 議会は、議員による議論の場であることを認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民からの提案・意見（請願及び陳情）に関して審議し結論を出す場合は、議員相互間において議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第14条 議員の政治倫理は、別に定める。なお、議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、要綱を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第15条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。

(議員報酬)

第16条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬を改定するに当たっては、市長が瀬戸市特別職報酬等審議会(瀬戸市特別職報酬等審議会条例(昭和41年瀬戸市条例第16号)第2条に規定するものをいう。)の答申を経て提案する場合のほか、委員会又は議員が議員報酬の改定を提案するときは、明確な改定理由を付さなければならない。

(政務活動費)

第17条 議員は、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される政務活動費の執行に当たっては、瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年瀬戸市条例第1号)等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。

2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書、視察又は研修に係る調査報告書を公表する。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、監視及び調査機能の強化並びに政策立案、政策提言等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。

(予算の確保)

第21条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

第8章 評価検証及び見直し

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、定期的にこの条例の施行の状況について議会運営委員会等で評価検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。